



伊賀市消防本部組織再編計画



【基本構想・中間案】

2019（令和元）年11月策定



目 次

第1章 計画の基本的な考え方

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の実施期間	2

第2章 消防本部の現状と課題

第1節	消防予算	3
第2節	消防庁舎	6
第3節	消防車両	9
第4節	消防職員	12
第5節	その他の諸課題	14

第3章 消防本部組織再編計画【基本構想】

第1節	基本方針	19
第2節	計画の方向性	21

第4章 計画の推進

第1節	計画策定	23
第2節	計画策定後のスケジュール	25
第3節	計画開始後の実施体制	26

第5章 Q & A

27

＜資料編＞

- 資料 1 伊賀市消防本部組織検討委員会設置要綱
- 資料 2 2017（平成 29）年度伊賀市消防本部組織検討委員会委員名簿
- 資料 3 2018（平成 30）年度伊賀市消防本部組織検討委員会委員名簿
- 資料 4 2019（令和元）年度伊賀市消防本部組織検討委員会委員名簿
- 資料 5 伊賀市消防本部組織検討委員会専門部会内規
- 資料 6 伊賀市消防本部組織検討委員会専門部会名簿

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 計画策定の趣旨

伊賀市消防本部は、旧・伊賀北部消防組合を前身とし、2004（平成 16）年 11 月の市町村合併による“伊賀市”の誕生により新たに発足しました。

さらに 2007（平成 19）年 3 月、旧・青山町地域を管轄していた「伊賀南部消防組合」の解散に伴い、同年 4 月からは市域と管轄区域の完全一致を実現し、現在に至っています。

また、2006（平成 18）年の消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の改正により“消防の広域化”が明記されたことから、本市と名張市において、2010（平成 22）年に「伊賀ブロック広域消防運営計画策定委員会」が設立され、広域化に向けた協議を重ねてきましたが、諸課題の解決に期間を要し、実現に至らないまま 2018（平成 30）年 3 月には委員会事務局であった「伊賀市・名張市広域行政事務組合」が解散となりました。

このような広域化の状況を見据えていたこともあり、消防部局は伊賀市定員適正化計画（平成 17～26（2005～2014）年度）や、続く伊賀市定員管理方針（平成 27～37（2015～2025）年度）からも除かれ、合併以降、**大幅な組織の見直しや署所の適正配置を実施せず**に今日に至っています。

しかしながらこの間に消防を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、本格的な**人口減少・少子高齢化社会**が到来する中においても、**複雑・多様化、大規模化する災害等への対応**などが求められることから、**持続可能な消防行政サービス提供**のため、常備消防のあり方を総合的かつ長期的ビジョンで見直すことにより、効率的で効果的な常備消防体制の再構築を実現し、**消防力の適正配置による基盤の整備・装備の充実**を図ろうとするものです。

第 2 節 計画の位置づけ

○本計画は、伊賀市消防本部の効率的で効果的な組織体制の再構築だけでなく、**総合的かつ計画的な消防行政の運営を図る**ために定めるものです。

○本市のめざす姿を実現するための「第 2 次伊賀市総合計画（2014（平成 26）年 7 月策定。以下、「総合計画」という。）」を**上位計画**とします。

○消防組織法に基づく「**市町村消防計画**」の部門別計画とし、市町村消防計画の基準（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）における別表・第 1 項（組織計画）及び第 2 項（消防力等の整備計画）に位置付けます。

○市が保持できる消防力は、市の財政力と一定程度比例することが求められますが、その上で**消防力の整備指針**（平成 12 年消防庁告示第 1 号。以下、「整備指針」という。）等を踏まえ、庁舎・車両・資機材等が**常に適正な状態**で使えるよう**計画的な更新・整備**を図るための**常備消防の根幹をなす計画**とします。

第 3 節 計画の実施期間

計画の推進にあたっては、消防力を担保しつつ、市民の理解を得ながら進める必要があることから、中長期的な視点に立った計画とする必要があります。

2020（令和 2）年度及び 2021（令和 3）年度を第 1 段階とし、2020（令和 2）年 4 月 1 日より東消防署及び南消防署を分署化するなど 4 課・1 署 7 分署体制に移行することとします。

以降は、「伊賀市公共施設最適化計画（2015（平成 27）年 3 月策定。以下、「最適化計画」という。）」といった各種計画との整合を図りつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、住民の理解を得ながら、**段階的な計画の推進**を図るものとします。

なお計画の具体的事項については、随時“実行計画”を策定するものとします。

また本計画は、社会経済情勢の変化等に応じて随時見直すこととします。

第 2 章 消防本部の現状と課題

第 1 節 消防予算

(1) 伊賀市の消防費

2018（平成 30）年度の伊賀市一般会計予算における消防費は表 1 のとおりで、人件費が約 8 割（常備消防予算のみに限ると約 9 割）を占めています。

表 1 2018（平成 30）年度消防費予算の内訳（単位：千円）

1 目	常備消防費	1,412,533
	（人件費）	1,328,841
	（物件費）	83,692
2 目	非常備消防費	139,959
3 目	消防施設費	105,917
	（常備分）	72,630
	（非常備分）	33,287
4 目	水防費	53
合計		1,658,462

また、2013（平成 25）年度以降の消防費の推移は表 2 のとおりで、新消防本部庁舎建設等の大規模事業を実施した 2014（平成 26）～2016（平成 28）年度は予算額が一時的に膨張しましたが、2018（平成 30）年度は一般会計の総額に対する割合は 3.66%となっています。

このうち人件費は約 8 割を占め、職員の高年齢化により金額も年々増加している一方、人件費を除く常備消防費（物件費）は金額の縮小が続いています。

常備消防費は物件費とはいえ義務的・固定的な経費が多く、組織規模が変わらないにもかかわらず、予算のみが縮小する状況となっています。

表 2 消防費の推移（単位：千円）

年度	2013 (H25) 決算	2014 (H26) 決算	2015 (H27) 決算	2016 (H28) 決算	2017 (H29) 決算	2018 (H30) 当初予算
一般会計総額	44,688,726	45,925,149	43,500,203	45,153,479	42,112,120	45,346,907
消防費 (構成比)	1,579,912 (3.54%)	1,901,962 (4.14%)	2,729,270 (6.27%)	2,285,517 (5.06%)	1,665,160 (3.95%)	1,658,462 (3.66%)
うち常備消防費	1,281,378	1,334,222	1,318,213	1,358,464	1,384,174	1,412,533
人件費 (構成比)	1,176,258 (91.8%)	1,209,218 (90.6%)	1,214,546 (92.1%)	1,264,092 (93.1%)	1,296,049 (93.6%)	1,328,841 (94.1%)
物件費 (対前年度)	105,120	125,003 (19,883)	103,667 (▲21,336)	94,372 (▲9,295)	88,125 (▲6,247)	83,692 (▲4,433)

物件費

4 年間で 41,311 千円の減額

（２）標準団体との比較

標準団体とは普通交付税における基準財政需要額の算定に用いる単位費用（人口一人当たりの費用）を算出するために設定するもので、人口、面積、行政規模が市町村のなかで平均的なもので、自然的条件、地理的条件が特異でない団体です。

標準団体と本市の比較は表 3 のとおりで、人口規模は標準団体を下回っているものの、面積が広大なため、消防に係るコストは割高となっています。

なお基準財政需要額は補正係数等により人口密度等の地域実情も一定程度勘案されていますが、本市の 2018（平成 30）年度の一般会計消防費予算額は 1,658,462 千円で、消防費に係る基準財政需要額（一本算定）の 1,333,705 千円を上回っている状況です。

表 3 標準団体と伊賀市の比較

	標準団体	伊賀市
人口	100,000 人	90,581 人（H27 国調人口）
面積	210k m ²	558.23k m ²
職員数	132 人	179 人（H30.4.1 現在）
署所	1 署 3 出張所	3 署 5 分署
消防ポンプ自動車 （梯子・化学含）	10 台（うち 1 台は予備車）	14 台（うち 1 台は予備車）
救助工作車	1 台	1 台
高規格救急自動車	5 台（うち 1 台は予備車）	9 台（うち 1 台は予備車）
指揮車	1 台	1 台
広報車	2 台	7 台
予防査察車	1 台	—
その他の車両	—	12 台
高機能消防指令 センター	1 セット	1 セット
2018（H30）年度 単位費用	11,300 円	（基準財政需要額） 14,724 円 ¹ （当初予算） 18,309 円 ²

（３）県下及び同規模団体との比較

三重県下 15 消防本部の予算の状況は表 4 のとおりで、一般会計に対する消防費の比率は本市は 3.66%と、四日市市に次いで下から 2 番目となっています。

一方で消防費に占める人件費の割合は本市は 80.1%と、名張市に次いで上から 2 番目となっており、義務的経費が占める割合が高く、予算が硬直化している状況です。

また、住民一人当たりの消防に係るコストは、県内で 6 番目に高い値です。

¹ 2018（H30）年度消防費に係る基準財政需要額（一本算定）1,333,705 千円÷90,581 人

² 2018（H30）年度消防費 1,658,462 千円÷90,581 人

表 4 県下各消防本部の予算の状況（※受託含む）

	人口 (人)	面積 (k m ²)	2018 (H30) 年度当初予算					
			一般会計予算額 (千円)	消防予算額 (千円)	構成比 (%)	住民一人当 たり (円)	消防人件費 (千円)	構成比 (%)
桑名市	218,500	394.93	51,845,011	3,019,274	5.82	13,818	2,307,900	76.4
四日市市	337,575	221.16	116,846,000	4,029,055	3.45	11,935	3,203,500	79.5
菰野町	41,820	107.28	12,810,000	559,400	4.36	13,376	438,600	78.4
鈴鹿市	200,435	194.46	63,535,000	2,447,215	3.90	12,210	1,898,700	77.6
亀山市	49,599	191.04	21,301,000	843,852	3.96	17,013	665,000	78.8
津市	279,857	711.19	110,264,733	4,250,148	3.85	15,187	3,006,300	70.7
松阪地区	202,933	767.68	86,281,369	3,338,117	3.87	16,449	2,298,700	68.9
伊勢市	151,009	384.24	54,973,542	2,067,096	3.76	13,689	1,643,100	79.5
鳥羽市	19,013	107.34	10,900,000	629,824	5.78	33,126	320,700	50.9
志摩広域	58,336	287.80	35,000,919	2,281,260	6.52	39,106	1,036,000	45.4
紀勢地区	23,779	287.80	16,242,700	1,565,500	9.64	65,835	701,600	44.8
三重紀北	34,188	449.24	19,558,111	1,095,010	5.60	32,029	746,700	68.2
熊野市	37,038	541.10	12,453,300	859,500	6.90	23,206	678,100	78.9
伊賀市	92,460	558.23	45,346,907	1,658,462	3.66	17,937	1,328,841	80.1
名張市	78,920	129.77	25,267,000	1,055,734	4.17	13,377	888,000	84.1

資料：平成 30 年度三重県内消防概況及び平成 30 年版消防現勢等調査より

また本市と人口・面積が同規模の市単独消防本部（一部事務組合等除く。以下、「同規模団体」という。）の状況は表 5 のとおりです（本市の人口より上位及び下位の団体から面積が同規模の各 5 団体を抽出）。

表 5 同規模団体の予算の状況

	人口 (人)	面積 (k m ²)	一般会計 予算額 (百万円)	消防予算額 (百万円)	構成比 (%)	住民一人当 たり (円)	消防人件費 (百万円)	構成比 (%)
栃木県鹿沼市	98,323	491	38,000	1,219	3.2	12,398	914.2	75.0
岩手県花巻市	96,443	908	47,637	1,636	3.4	16,963	1,064.9	65.1
北海道千歳市	96,119	595	39,433	1,532	3.9	15,939	931.8	60.8
鹿児島県薩摩川内市	95,582	683	52,970	1,991	3.8	20,830	1,196.9	60.1
新潟県柏崎市	93,789	513	51,500	1,933	3.8	20,610	1,084.0	56.1
三重県伊賀市	92,460	558	45,347	1,659	3.7	17,943	1,328.8	80.1
秋田県横手市	91,022	693	53,820	2,108	3.9	23,159	1,186.6	56.3
愛媛県四国中央市	88,246	494	40,150	1,467	3.7	16,624	1,099.1	74.9
千葉県君津市	85,181	319	32,860	1,997	6.1	23,444	1,095.1	54.8
大分県中津市	84,184	492	40,746	1,160	2.8	13,779	1,196.9	69.3
京都府舞鶴市	82,949	342	33,848	1,269	3.7	15,299	997.1	78.6
平均	91,300	553	43,301	1,634	3.8	17,908	1,063.8	66.5

資料：平成 30 年版消防現勢等調査より

第 2 節 消防庁舎

(1) 伊賀市の消防庁舎の現況

整備指針上必要となる庁舎数は、「市街地³」である市中心部の「1」のみで、中消防署を配置しており、それ以外の地域については「準市街地⁴」及び「その他の地域⁵」となることから、地域実情に応じた配置となり、2 署 5 分署を配置しています。

本市の消防庁舎は中消防署西分署を除き合併前の旧市町村からそのまま引き継いだものであり、合併後の新市全体の視点に基づく適正配置がなされていない状況です。

図 1 伊賀市消防庁舎の配置状況



³ 整備指針第2条第1号で定義され、建築物の密集した地域のうち平均建ぺい率がおおむね 10%以上の街区が連続した区域等で、その区域内の人口が一万以上のもの。

⁴ 整備指針第2条第2号で定義され、建築物の密集した地域のうち平均建ぺい率がおおむね 10%以上の街区が連続した区域等であって、その区域内の人口が千以上一万未満のもの。

⁵ 市街地・準市街地以外のもの。

本市の消防庁舎の現況は表 6 のとおりで、築 30 年以上経過した“ハコモノ”が半数を占めています。法定耐用年数が迫っている庁舎もある中、庁舎建設には多額の経費が必要となることから、中長期的な視点に基づき計画的に整備を図っていく必要があります。

表 6 消防庁舎の現況（2018（平成 30）年 3 月末現在）

名称	構 造	竣 工	経過年数	法定耐用年数	延べ面積 (㎡)	耐震状況 (施設カルテより)
消防本部及び 中消防署	鉄筋コンクリート造 3 階建（車庫棟 鉄骨造）、一部免震床（指令センター室）	平成 28 年 9 月	1 年 6 月	50	4,359	新耐震
※訓練塔	鉄筋コンクリート造 3 階建				306	
中消防署島ヶ原分署	鉄骨造 2 階建（一部平屋建）	昭和 61 年 6 月	31 年 9 月	38	215.7	新耐震
中消防署西分署	鉄骨造 2 階建	平成 18 年 4 月	11 年 11 月	38	905.6	新耐震
東消防署	鉄筋コンクリート造 2 階建（一部鉄骨造）	昭和 55 年 12 月	37 年 3 月	50	474.7	有（Is 値 1.42） ⁶
東消防署阿山分署	鉄筋コンクリート造平屋建	昭和 55 年 12 月	37 年 3 月	50	400	有（Is 値 1.93）
東消防署大山田分署	鉄骨造日本瓦葺 2 階建	平成 12 年 3 月	18 年 0 月	38	536	新耐震
南消防署	鉄筋コンクリート造 2 階建 一部鉄骨スレート造	昭和 55 年 3 月	38 年 0 月	50	655.6	有（Is 値 0.87）
南消防署丸山分署	鉄骨造日本瓦葺 2 階建（一部 3 階建）	平成 14 年 3 月	16 年 0 月	38	827.2	新耐震
※訓練塔	鉄骨造 3 階建				180	

（２）標準団体との比較

標準団体における署所数は 4 ページの表 3 のとおり 1 署 3 出張所となっており、本市は標準団体に比べて面積が広いため、署所数が多く必要となりますが、将来も見据えた適正配置に見直す必要があります。

（３）県下及び同規模団体との比較

三重県下 15 消防本部の署所の配置状況は表 7 のとおりです。

⁶ IS 値：構造耐震指標（0.6 以上は耐震性能を有する）。

表 7 県下各消防本部の署所の配置状況（※受託含む）

	人口 (人)	面積 (k m ²)	署所			災害件数		
			署	所	計	火災	救急	救助
桑名市	218,500	394.93	3	5	8	61	8,942	74
四日市市	337,575	221.16	3	7	10	93	14,444	140
菰野町	41,820	107.28	1	0	1	20	1,480	39
鈴鹿市	200,435	194.46	2	4	6	50	9,292	39
亀山市	49,599	191.04	1	2	3	25	2,281	31
津市	279,857	711.19	4	9	13	121	14,901	129
松阪地区	202,933	767.68	4	5	9	61	14,381	146
伊勢市	151,009	384.24	1	6	7	46	8,088	53
鳥羽市	19,013	107.34	1	1	2	10	1,461	9
志摩広域	58,336	287.80	1	5	6	34	4,480	32
紀勢地区	23,779	287.80	1	3	4	8	1,929	15
三重紀北	34,188	449.24	3	1	4	11	2,082	61
熊野市	37,038	541.10	1	3	4	21	2,217	21
伊賀市	92,460	558.23	3	5	8	55	4,809	68
名張市	78,920	129.77	1	2	3	19	3,373	44

資料：平成 30 年度三重県内消防概況及び平成 30 年版消防現勢等調査より

また同規模団体の状況は表 8 のとおりで、本市は災害件数が平均よりも多いことに留意は必要ですが、署所数は平均よりも“3”多い状況です。

表 8 同規模団体の署所の配置状況

	人口 (人)	面積 (k m ²)	署所	災害件数		
				火災	救急	救助
栃木県鹿沼市	98,323	491	4	55	3,941	80
岩手県花巻市	96,443	908	6	39	3,938	38
北海道千歳市	96,119	595	6	23	3,610	66
鹿児島県薩摩川内市	95,582	683	5	56	4,388	53
新潟県柏崎市	93,879	513	5	32	3,958	72
三重県伊賀市	92,460	558	8	55	4,809	68
秋田県横手市	91,022	693	7	34	3,864	49
愛媛県四国中央市	88,246	494	5	16	3,635	51
千葉県君津市	85,181	319	4	22	4,704	11
大分県中津市	84,184	492	3	39	3,929	36
京都府舞鶴市	82,949	342	3	19	3,615	71
平均	91,308	553	5	35	4,036	54

資料：平成 30 年版消防現勢等調査より

第 3 節 消防車両

(1) 伊賀市の消防車両の現況

整備指針上必要となる消防車両数は表 9 のとおりで、本市の充足率は 100%となっています。
署所数が多いことから、配置が必要な車両数も多い状況です。

表 9 伊賀市の消防車両の整備状況（2018（平成 30）年 4 月 1 日現在）

	基準数（台）	整備数（台）	充足率（％）
消防ポンプ車	11	11	100
はしご自動車	1	1	100
化学消防車	1	1	100
救急自動車	8	8	100
救助工作車	1	1	100
指揮車	1	1	100
特殊車等	14	14	100
非常用消防自動車等	2	2	100
本部車両	—	5	—
合計	39	44	—

本市の消防車両の現況は表 10 のとおりで、車両台数が多く、更新が進まないことから、全体的に老朽化が進展しています。

表 10 伊賀市の消防車両の現況（2018（平成 30）年 4 月 1 日現在）

根拠	所属	区分	車両名称	免許種別	登録年月日	経過年数	備考
整備指針	中署	市街地	タンク車	中型	H21. 12. 8	8 年 3 月	
整備指針			ポンプ車	準中型	H13. 2. 7	17 年 1 月	
整備指針			はしご車	大型	H22. 3. 8	8 年 0 月	
整備指針			水槽車	大型	H10. 3. 4	20 年 0 月	
整備指針			材料車	準中型	H24. 11. 15	5 年 4 月	緊援隊登録車 ⁷
整備指針			広報車	普通	H14. 7. 10	15 年 8 月	
整備指針			軽材料車	普通	H24. 2. 28	6 年 1 月	
整備指針			人員輸送車	中型	H26. 2. 21	4 年 1 月	
整備指針			化学車	中型	H14. 2. 18	16 年 1 月	
整備指針			救急車	普通	H30. 2. 9	0 年 1 月	緊援隊登録車
整備指針			救助工作車	大型	H27. 3. 31	3 年 0 月	
整備指針			指揮車	普通	H10. 2. 27	20 年 1 月	
整備指針			予備ポンプ車	準中型	H8. 2. 9	22 年 1 月	

⁷ 緊援隊登録車：緊急消防援助隊登録車両

整備指針			救急予備車	普通	H18. 2. 13	12 年 1 月	
整備指針	島ヶ原	準市街地	ポンプ車	準中型	H15. 10. 20	14 年 5 月	
整備指針			救急車	普通	H16. 2. 17	14 年 1 月	
整備指針			広報車	普通	H11. 7. 30	18 年 8 月	
整備指針	西	その他	ポンプ車	準中型	H18. 3. 8	12 年 0 月	
整備指針			救急車	普通	H22. 6. 16	7 年 9 月	
整備指針			軽材料車	普通	H18. 3. 10	12 年 0 月	
整備指針	東署	準市街地	タンク車	中型	H17. 3. 16	13 年 0 月	緊援隊登録車
整備指針			ポンプ車	準中型	H22. 7. 27	7 年 8 月	
整備指針			救急車	普通	H21. 2. 19	9 年 1 月	緊援隊登録車
整備指針			広報車	普通	H27. 3. 27	3 年 0 月	
整備指針			軽材料車	普通	H15. 11. 27	14 年 4 月	
整備指針	阿山	準市街地	ポンプ車	準中型	H25. 2. 13	5 年 1 月	
整備指針			救急車	普通	H15. 11. 19	14 年 4 月	
整備指針			軽材料車	普通	H15. 9. 12	14 年 6 月	
整備指針	大山田	準市街地	ポンプ車	準中型	H28. 2. 16	2 年 1 月	緊援隊登録車
整備指針			救急車	普通	H21. 12. 7	8 年 3 月	
整備指針			軽材料車	普通	H14. 12. 18	15 年 3 月	
整備指針	南署	準市街地	タンク車	中型	H26. 3. 18	4 年 0 月	緊援隊登録車
整備指針			ポンプ車	準中型	H17. 2. 24	13 年 1 月	
整備指針			救急車	普通	H27. 1. 15	3 年 2 月	緊援隊登録車
整備指針			広報車	普通	H17. 2. 22	13 年 1 月	
整備指針			軽材料車	普通	H13. 12. 19	16 年 3 月	
整備指針	丸山	準市街地	ポンプ車	準中型	H26. 3. 12	4 年 0 月	
整備指針			救急車	普通	H24. 12. 18	5 年 3 月	
整備指針			広報車	普通	H10. 7. 17	19 年 8 月	
その他	本部	-	乗用車	普通	H10. 3. 17	20 年 0 月	
その他			軽連絡車	普通	H25. 6. 28	4 年 9 月	
その他			予防課連絡車	普通	H25. 3. 29	5 年 0 月	
その他			予防課広報車	普通	H21. 8. 6	8 年 7 月	
その他			消防救急課 広報車	普通	H18. 3. 8	12 年 0 月	

※経過年数欄において、15 年以上経過車両を黄色、20 年以上経過車両を赤色で表示

※救急車は走行距離が長いため 10 年以上経過車両を青色で表示

(2) 標準団体との比較

標準団体における車両数との比較は 4 ページの表 3 のとおりで、本市は大幅に超過しています。

(3) 県下及び同規模団体との比較

三重県下 15 消防本部の車両の配置状況は表 11 のとおりです。

表 11 県下各消防本部の車両の配置状況（※受託含む）

	ポンプ車	梯子車	化学車	救助 工作車	救急車	指令・ 指揮車	査察・ 広報車	その他の 特殊車両
桑名市	14	2	3	2	9	2	4	1
四日市市	14	3	2	2	11	4	15	5
菰野町	2	1	1	1	2	1	1	0
鈴鹿市	11	2	1	1	8	2	3	0
亀山市	4	1	1	1	3	1	2	0
津市	20	2	2	2	13	2	14	3
松阪地区	13	2	1	2	13	1	10	1
伊勢市	8	1	1	1	8	1	7	2
鳥羽市	2	1	1	0	2	1	2	0
志摩広域	7	0	0	1	7	1	6	0
紀勢地区	6	0	0	1	4	1	5	0
三重紀北	8	0	2	1	7	5	2	2
熊野市	6	0	1	0	5	1	5	0
伊賀市	12	1	1	1	8	1	8	0
名張市	6	1	1	1	4	2	4	0

資料：平成 30 年版消防現勢等調査より

また同規模団体の状況は表 12 のとおりで、本市は平均値よりも車両数が多い状況です。

表 12 同規模団体の車両の配置状況

	ポンプ車	梯子車	化学車	救助 工作車	救急車	指令・ 指揮車	査察・ 広報車	その他の 特殊車両
鹿沼市	8	1	1	1	5	5	4	1
花巻市	7	1	1	1	7	4	0	1
千歳市	7	1	1	1	4	1	8	0
薩摩川内市	7	1	1	1	7	2	2	5
柏崎市	6	2	3	1	5	2	2	0
伊賀市	12	1	1	1	8	1	8	0
横手市	12	1	1	1	7	2	7	0
四国中央市	9	1	1	1	6	1	6	0
君津市	8	1	0	1	5	1	3	1
中津市	6	1	1	1	4	1	3	0
舞鶴市	6	1	2	1	5	5	3	0
平均	8	1	1	1	6	2	4	1

資料：平成 30 年版消防現勢等調査より

第 4 節 消防職員

(1) 伊賀市の消防職員の現況

整備指針上必要となる職員数及び現有数は表 13 のとおりで、全体の充足率は約 9 割となりますが、特に警防要員は配置車両に対する人員算定であり、車両数が多大であることから現有数としては不足する形となっています。

表 13 伊賀市の消防職員の現況（2018（平成 30）年 4 月 1 日現在）

	基準数（人）	現有数（人）	充足率（％）
警防要員	152	126	82.9
通信員	5	10	200
予防要員 （指導係含む）	11	10	90.9
総務事務等要員 （消防長・次長・署長・分署長・出向者・育休者等含む）	31	33	106.5
合計	199	179	89.9

※基準数は平成 27 年度消防施設整備計画実態調査報告値であり、通信員の“5 人”は実態とは乖離があります。

(2) 標準団体との比較

標準団体における職員数との比較は 4 ページの表 3 のとおりで、本市は“47 人”の超過となっています。

(3) 県下及び同規模団体との比較

三重県下 15 消防本部の職員の配置状況は表 14 のとおりで、職員一人が受け持つ住民の数は県下で 6 番目に少ない状況です。

表 14 県下各消防本部の職員の配置状況（※受託含む）

	人口 (人)	面積 (k m ²)	定員 (人)	実員 (人)	消防吏員		事務職員	職員（実員）一人 当たりの住民数 (人)
					男	女		
桑名市	218,500	394.93	252	255	245	6	4	857
四日市市	337,575	221.16	361	358	343	15	0	943
菰野町	41,820	107.28	58	52	52	0	0	804
鈴鹿市	200,435	194.46	215	212	199	4	9	945
亀山市	49,599	191.04	83	85	84	1	0	584
津市	279,857	711.19	345	353	337	13	3	793
松阪地区	202,933	767.68	275	280	273	5	2	725
伊勢市	151,009	384.24	200	203	193	6	4	744
鳥羽市	19,013	107.34	46	46	45	0	1	413

志摩広域	58,336	287.80	154	141	138	3	0	414
紀勢地区	23,779	287.80	92	92	91	1	0	258
三重紀北	34,188	449.24	120	105	104	1	0	326
熊野市	37,038	541.10	81	80	80	0	0	463
伊賀市	92,460	558.23	183	179	172	5	2	517
名張市	78,920	129.77	115	117	116	1	0	675

資料：平成 30 年度三重県内消防概況及び平成 30 年版消防現勢等調査より

また同規模団体の状況は表 15 のとおりで、本市は庁舎・車両数が多いことから、平均値よりも大幅に職員数が多く、職員一人が受け持つ住民の数は同規模団体で最も少ない状況です。

表 15 同規模団体の職員の配置状況

	人口 (人)	面積 (k m ²)	定員 (人)	実員 (人)	消防吏員		事務職員	職員（実員）一人 当たりの住民数 (人)
					男	女		
鹿沼市	98,323	491	130	128	127	0	1	768
花巻市	96,443	908	148	147	142	5	0	656
千歳市	96,119	595	131	130	128	2	0	739
薩摩川内市	95,582	683	160	157	153	3	1	609
柏崎市	93,879	513	155	153	145	6	2	614
伊賀市	92,460	558	183	179	172	5	2	517
横手市	91,022	693	170	170	165	4	1	535
四国中央市	88,246	494	142	129	120	2	7	684
君津市	85,181	319	160	156	156	0	0	546
中津市	84,184	492	120	119	116	3	0	707
舞鶴市	82,949	342	125	125	123	2	0	664
平均	91,308	553	148	145	141	3	1	640

資料：平成 30 年版消防現勢等調査より

（４）類似団体との比較

総務省による類似団体別職員数の状況⁸（平成 30 年 3 月）に基づく、類似団体（本市はⅡ－2 に分類）における人口 1 人あたりの平均職員数を本市の人口規模に置き換えた消防職員数

⁸ 「類似団体別職員数の状況」は、すべての市区町村を対象にして、その人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）の 2 つの要素を基準として、いくつかのグループに分け、グループに属する市区町村の職員数と人口をそれぞれ合計して、グループごとに人口 1 万人当たりの職員数を算出し、そのグループを“類似団体”として職員数の比較をするものです。

したがって、グループごとに算出した人口 1 万人当たり職員数は、そのグループに属する類似団体の人口 1 万人当たり職員数の平均値（加重平均値）ということになります。

各地方公共団体における定員管理の推進に当たっては、地域の実情を踏まえつつ、自ら定員の状況を分析するとともに、情報を開示・提供することにより人事行政の透明性を高め、一層、住民の理解と納得を得ることが求められています。

(修正値)は以下のとおり 122 人で、2018 (平成 30) 年 4 月 1 日現在で“57 人”の超過となっています。

【算定式】

・類似団体 (Ⅱ－2) 消防部門の人口 1 万人当たり職員数平均値 (修正値) : 12.95

・平成 29 年 1 月 1 日現在住民基本台帳人口 : 93,896 人

$$12.95 \times 93,896 / 10,000 = 121.59532 \div \boxed{122 \text{ 人}} \text{ (四捨五入)}$$

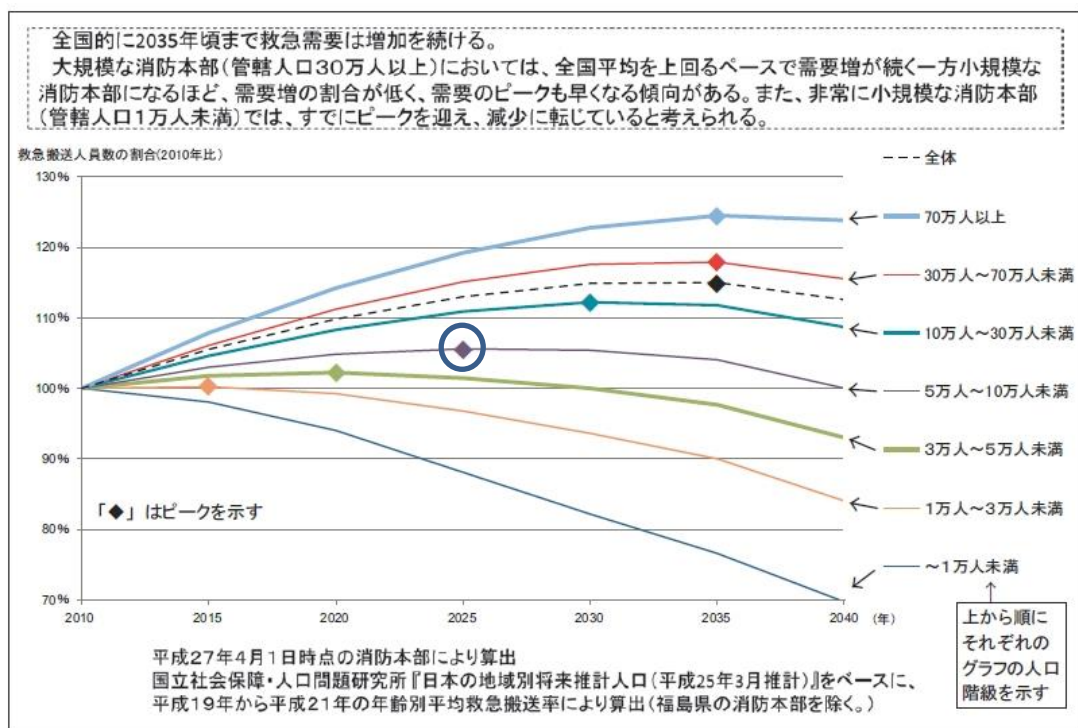
第 5 節 その他の諸課題

(1) 消防行政サービスに対する需要構造の変化

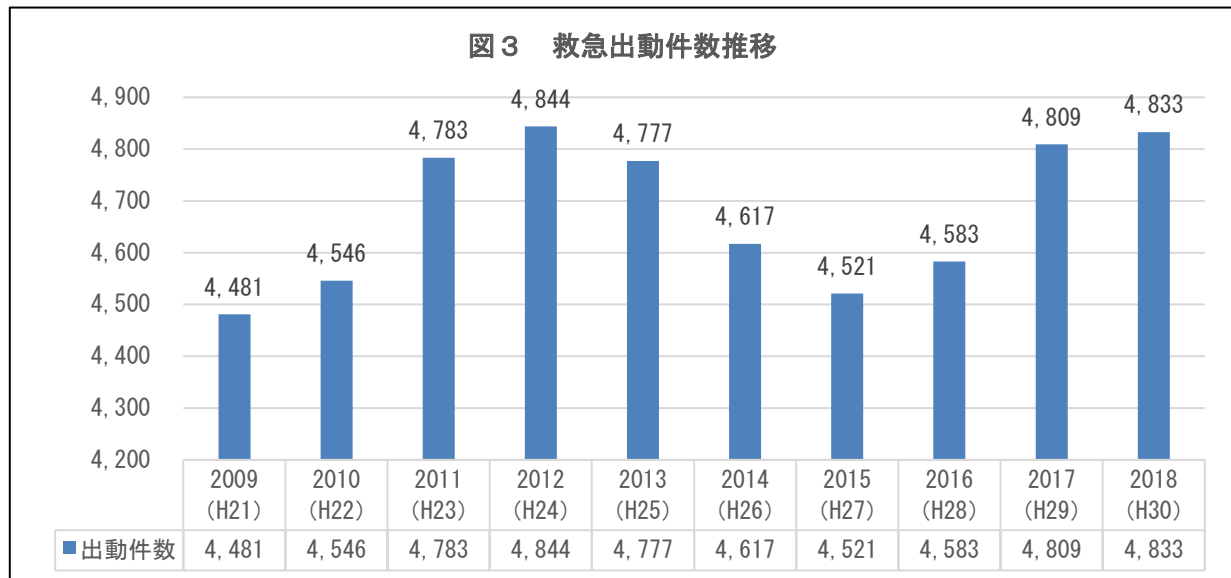
消防行政サービスには、救急、火災・予防、救助、自然災害対応等がありますが、出動件数から見ると圧倒的に“救急”が多くなっており、将来の消防行政サービスに対する社会的な需要への対応を検討する場合、救急出動件数がどのように変化するかを中心に考える必要があります。この中で、救急出動件数は単純に人口に比例するわけではなく、高齢者人口がどのように変化するかに大きく依存するということに留意する必要があります。

「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書 (平成 28 年 2 月消防庁策定)」において、本市と同規模である管轄人口 5 万人以上 10 万人未満の消防本部の救急需要のピークは図 2 の丸印とおり 2025 年頃とされています。

図 2 消防本部規模別 1 消防本部あたり救急搬送人員数の推移 (2010 年を 1 とした場合)



また本市の救急出動件数の推移は図 3 のとおりで、2012（平成 24）年にピークを迎えた後、“救急車の適正利用”について周知を図ったこと等が奏功し一旦減少に転じましたが、高齢化の進展等により再び増加傾向にあります。



（２）人口減少社会

国立社会保障・人口問題研究所による最新の「日本の将来推計人口（平成 30 年推計〔出生中位・死亡中位推計〕）」における本市の人口推計は表 16 のとおりで、全国平均を上回るスピードで人口減少と少子高齢化、及び生産年齢人口の減少が進展しています。

人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小によって、地方公共団体の税収入等は減少する一方で、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれており、地方財政はますます厳しさを増していくことが予想され、消防においても持続可能な行政サービス提供が危惧される状況となっています。

消防を取り巻く状況はこのような人口減少問題をはじめ、（１）における高齢化の進展による救急需要等の拡大や、複雑・多様化、大規模化する災害への対応などがあり、国においても消防力の維持・強化には“広域化”が最も有効な手段であるとし、推進期限を 2024 年 4 月 1 日まで延長していますが、諸課題を解決するには長期間を要することから短期的に広域化を実現することは困難であり、中長期的な課題となります。

このことから、国では直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部（通信指令業務やはしご車の共同運用等）について連携・協力を進めることとしています。

表 16 将来推計人口（国調人口ベース）

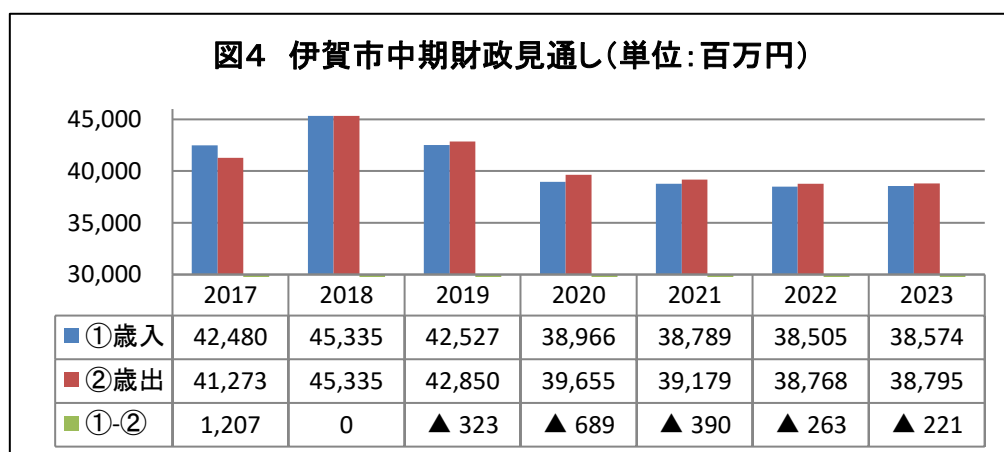
		2015 (H27) 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年
全 国	総人口	127,094,745	125,324,842	122,544,101	119,125,137	115,215,698	110,918,554	106,421,184
	(年少)	15,945,218	15,074,958	14,072,740	13,211,913	12,457,214	11,935,951	11,384,190
		12.5%	12.0%	11.5%	11.1%	10.8%	10.8%	10.7%
	(生産年齢)	77,281,558	74,057,906	71,700,512	68,753,639	64,941,882	59,776,889	55,844,718
		60.8%	59.1%	58.5%	57.7%	56.4%	53.9%	52.5%
	(老年)	33,867,969	36,191,978	36,770,849	37,159,585	37,816,602	39,205,714	39,192,276
		26.6%	28.9%	30.0%	31.2%	32.8%	35.3%	36.8%
伊 賀 市	総人口	90,581 ⁹	84,023	77,416	70,883	64,504	58,270	52,258
	(年少)	10,763	9,525	8,227	7,168	6,239	5,493	4,825
		11.9%	11.3%	10.6%	10.1%	9.7%	9.4%	9.2%
	(生産年齢)	51,141	45,221	40,620	39,296	32,236	27,523	23,665
		56.5%	53.8%	52.5%	51.2%	50.0%	47.2%	45.3%
	(老年)	28,677	29,277	28,569	27,419	26,029	25,254	23,768
		31.7%	34.8%	36.9%	38.7%	40.4%	43.3%	45.5%

（３）財政規模の縮小

合併特例債の終了、合併算定替終了による普通交付税の段階的な縮減、高齢化による社会保障費の増大、公債費の増加等により、2018（平成 30）年 7 月公表の「伊賀市中期財政見通し」では図 4 のとおり、2020 年度からは本市の予算規模が 400 億円を下回るとともに、毎年度数億円単位で歳入が不足する見通しとなっています。

その後も人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小によって、税収入等は減少していくことが見込まれます。

このような状況は消防費についても例外ではなく、財政規模の縮小に一定程度比例し、歳出を削減していくことが求められています。



⁹ 国勢調査人口

（４）特殊勤務手当の見直し

消防職員の給料については、その職務の危険度及び勤務の態様の特殊性を踏まえ、昭和 26 年国家消防庁管理局長通知により“公安職給料表”を適用することとされています。しかしながら、約 8 割の消防本部が“行政職給料表”を適用しているのが現状です。

ただし、“行政職給料表”を適用している消防本部でも号級加算を行ったり、本市のように消防業務手当を支給している例が多く、県内においても号級加算が 15 本部中 7 本部、手当支給が本市を含む 2 本部、措置なしが残る 6 本部となっています。

また諸手当の在り方については、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について（平成 17 年 3 月 29 日付け総行整第 11 号）」及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について（平成 18 年 8 月 31 日付け総行整第 24 号）」において、『常に点検し制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給方法については、早急には正すること』とされております。

一方で道路交通法の改正により 9 ページの**表 10**のとおり運転免許の種別が細分化され、通常の消防ポンプ車は準中型免許が必要となるなど、免許取得に係る個人負担の増大が懸念されており、全体的な特殊勤務手当の見直しが必要となっています。

なお、三重県下 15 消防本部の出動手当等の状況は**表 17**のとおりです。

表 17 県下各消防本部の出動手当等の状況（※受託含む、単位：円/回）

	火災・救助			救急					機関員 手当
	車長	隊員	機関員	救命士	救命行為	車長	隊員	機関員	
桑名市	300	300	500	510	—	250	200	200	—
四日市市	510	450	510	510	—	350	250	350	—
菰野町	300	300	300	—	—	300	300	300	—
鈴鹿市	300	300	300	510	—	300	300	300	大型 300 その他 100
亀山市	300	300	300	—	—	300	300	300	—
津市	250	250	300	310	—	200	200	250	—
松阪地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伊勢市	—	—	—	日額 300	—	300	300	300	消防隊 300
鳥羽市	250	250	250	300	—	250	250	250	—
志摩広域	300	300	300	400	—	300	300	300	—
紀勢地区	—	—	—	500	1,000	—	—	—	—
三重紀北	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊野市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伊賀市	400	400	400	—	500	300	300	300	—
名張市	400	400	400	500	—	400	400	400	中・大型 500

資料：平成 30 年度三重県内消防概況より

（５）定年退職年齢の引き上げ

2018（平成 30）年 8 月に人事院総裁から衆・参議長及び内閣総理大臣に対し、「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」がなされました。

今後の動向について注視し、状況に応じた本計画の見直しが必要となります。

第 3 章 消防本部組織再編計画【基本構想】

第 1 節 基本方針

第 2 章において消防本部の現状と課題について分析をした結果、以下のことが明らかとなりました。

- ◇ 消防費総額は県内では 2 番目に低い割合で、同規模団体においても平均値に近く、妥当な予算額といえるが、人件費の割合が高い一方で、車両や資機材（隊員の安全装備品を含む）の更新が計画どおり進んでいない。
- ◇ 人件費が高い理由は、署所数が多いことから、配置しなければならない車両・人員数も必然的に多くなるためである。
- ◇ 署所数が多い理由を管轄面積の広さに求めているが、同規模団体との比較によっても、署所数が多いといえる。ただし、災害発生件数には留意が必要である。
- ◇ 署所については、同規模団体の平均署所数も参考に、必要な消防力の担保に配慮するなど住民の理解を求めた上で、整備指針も踏まえた適正配置を行う必要がある。
- ◇ 職員数については、同規模団体平均値を参考にしつつ、高齢化の進展により救急需要が引き続き高い状態を維持する見通しであることも十分考慮する必要がある。
- ◇ 人員の適正化には長期間が必要であり、採用人数の調整など計画的・長期的な視点に基づく必要がある。

一方で以下のことに留意する必要があります。

◇ 消防の任務と市町村の責任

消防組織法における消防の使命は、住民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守り、災害を未然に防ぎ、被害を軽減し、傷病者の救急搬送を適切に行うことであり、市町村は当該区域における消防を十分に果たすべき責任を有している。

◇ 災害や業務の高度化等

近年の災害は、社会情勢の変化等により、複雑・多様化、大規模化しており、NBC 災害などの特殊災害や武力・テロ攻撃、発生が危惧される大規模地震への対応等が必要となっている。しかしながら、このような災害への対応は単独の自治体では限界があるため、県内消防相互応援協定や緊急消防援助隊などの

応受援体制が整備されており、より広域的な活動も求められている。また建築物の複雑・多様化による予防業務の高度化や、メディカルコントロール体制の整備・充実や救急救命士の処置範囲の拡大などによる救急業務の高度化への対応が必要となっている。

このような必要性から、消防職員に対する住民の期待は高く、更なる資質の向上が求められるとともに、災害現場は非日常的な危険因子が多数存在するため、隊員の安全確保のためにも、装備の更なる充実が必要である。

以上のことを鑑み、本計画の《基本方針》を以下のとおりとします。

《基本方針》

I. 適正な組織体制の再構築

社会経済情勢（将来人口や都市規模など）の変化に的確に対応するため、整備指針を踏まえつつ、市の規模に応じた適正な常備消防体制の再構築・基盤の整備を行い、将来にわたって持続可能な消防行政サービスを提供する。

I. 適正な財政運営の展開

署所の配置等については全市的な視点に立ち、消防需要や消防力のバランスを考慮した上で、将来における財政状況等にも配慮し、適正な配置を行うとともに、各種計画とも整合性のとれた施策を展開する。

I. 消防力の基盤の整備

（１）消防施設・設備の適正な更新・整備の実施により、常に有効適切な消防力を保持し、災害対応力の向上を図る。

（２）指揮調査係（指揮隊）の創設、指令係の課への昇格（専従化）などにより、災害対応力の向上を図るとともに、働き方改革にも資するものとする。

I. 救急体制の充実強化

高齢化の進展による救急需要等を鑑み、当面は救急車の台数を維持するとともに、計画的な救急救命士の養成や職員研修の充実により、救急体制の充実強化を図る。

I. 予防体制の充実強化

防火対象物違反是正の推進等、予防業務の専門化・高度化に向けた体制の充実を図り、火災を出さないまちづくりを推進する。

第 2 節 計画の方向性

まず計画の第 1 段階においては、高齢化の進展等に伴い当面高い状態で推移することが見込まれる救急需要に的確に対応するため、救急車の台数（＝署所数）を維持することとし、東消防署及び南消防署を分署化するなど、4 課・1 署 7 分署体制とします。現場部門である消防署を 1 署体制とすることで、**指揮命令系統や窓口業務の 1 本化**などが図れ、人員が不足している部署に適正配置することで**業務の効率化、及び専門化・高度化による災害対応力の向上**が可能となります。

以降は、「総合計画 第 2 次再生計画（2017（平成 29）年 6 月策定）」及び「最適化計画」といった各種計画との整合を図りつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、住民の理解を十分に得た上で、**段階的に計画の推進**を図ります。

なお、本市の消防署所は築 30 年以上が経過した庁舎が半数を占めており、近い将来に再整備の必要性が生じてきます。

次ページの図 5 は「伊賀市消防本部消防力適正配置調査報告書（2013（平成 25）年 3 月作成）」の抜粋で、伊賀市管内の火災指標値の総和を 50,000、救急事案の総和を 50,000 として、地区毎に火災と救急事案の数に応じてそれぞれ指標値を按分し、集計値が 100,000 となるよう消防需要を指標化したもので、数値の高い地域が消防需要が高いことを示しています。

将来的な署所の再整備にあたっては、この消防需要及び人口減少・災害件数の推移や庁舎の経過年数等を踏まえて優先順位及び適正位置等を検討するものとします。

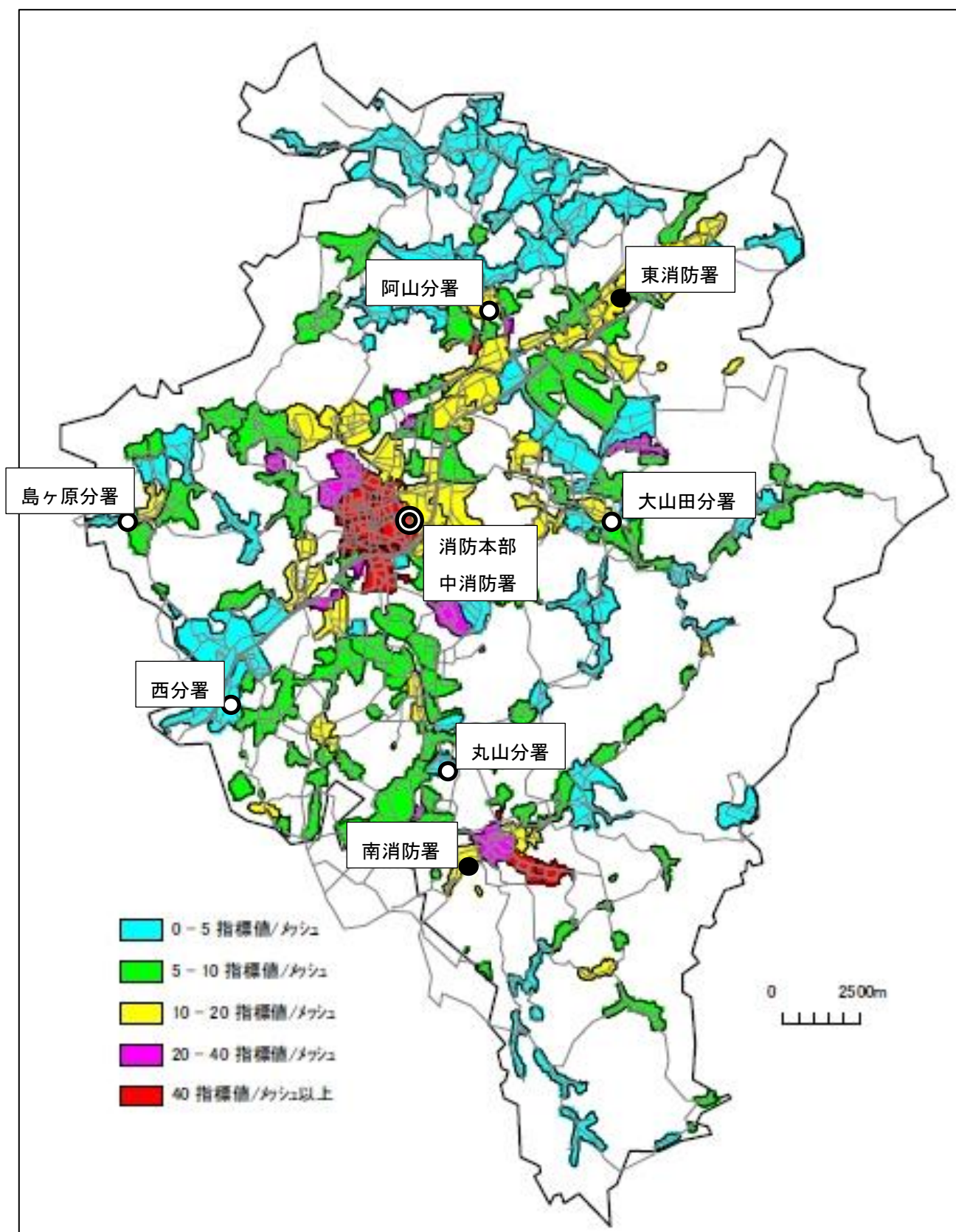
ただし、再編しても必要な消防力を担保するため、整備指針・第 33 条の「兼務の基準」¹⁰を踏まえて、人員・車両の適正配置を行うものとします。

さらに「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画（2019（平成 31）年 3 月三重県策定。以下、「広域化推進計画」という。）」において、名張市との通信指令業務の共同運用に向けた検討について明示されており、通信指令台¹¹の次回更新時期（2027（令和 9）年頃）に合わせ、名張市他隣接消防本部との**共同運用の実現**に向けて取り組むとともに、消防の広域化についても名張市等と引き続き協議を継続するものとします。

¹⁰ 救急出動中の火災発生頻度が概ね 2 年に 1 回以下等の場合、消防ポンプ自動車の搭乗隊員が救急自動車の搭乗隊員を兼ねることが出来る。計算上、本市においては管轄人口 10,000 人を超えると、救急出動中の火災発生頻度は 2 年に 1 回以上となる。

¹¹ 119 番受信や現場管理・統制を行う装置

図5 消防需要指標値の分布



第4章 計画の推進

第1節 計画策定

2017（平成29）年9月14日制定の「伊賀市消防本部組織検討委員会設置要綱（平成29年伊賀市訓令第52号）」（資料1）に基づく“伊賀市消防本部組織検討委員会（以下、「委員会」という。）”（資料2～4）、及びその下部組織として「伊賀市消防本部組織検討委員会専門部会内規」（資料5）に基づく“伊賀市消防本部組織検討委員会専門部会（以下、「専門部会」という。）”（資料6）において、表18のとおり検討を行い、本計画の策定を行いました。

表18 計画策定に係る審議経過

◆2017（平成29）年度

日付	委員会	専門部会
2017(H29). 9. 14	【設置要綱制定】	
2017(H29). 9. 25	【第1回書面会議】	
2017(H29). 10. 19		【内規制定】
2017(H29). 10. 24		【第1回書面会議】
2017(H29). 11. 14		【第1回会議】
		1. 部会員の任命
		2. 専門部会について
		3. 組織検討の必要性について
		4. 伊賀市の財政状況について
2017(H29). 11. 27	【第1回会議】	5. 今後の方向性及び次回会議日程について
		1. 消防本部の現況について
		2. 組織検討の必要性について
		3. 第1回専門部会の報告について
2017(H29). 12. 12	4. 次回会議日程について	後日調整
2018(H30). 2. 13	【第2回会議】	【アンケート実施】
2018(H30). 3. 20	1. 検討の方向性について	—
	2. 検討スケジュール（案）について	専門部会で案を作成
2018(H30). 3. 20		【第2回会議】
		1. 方向性の検討について
		2. 今後のスケジュール及び次回会議日程について

◆2018（平成 30）年度

日付	委員会	専門部会
2018 (H30) . 7. 5		【第 3 回会議】
		1. 前回会議以降の主な動きについて
		2. 事務局案について
		3. 今後のスケジュール及び次回会議日程について
2018 (H30) . 7. 20		【第 2 回書面会議】
2018 (H30) . 8. 1		【第 4 回会議】
		1. 第 2 回書面会議の結果及び最終的な方向性について
		2. 消防車両更新計画（事務局案）について
		3. 今後のスケジュール及び次回会議日程について
2018 (H30) . 9. 7		【第 5 回会議】
		1. たたき台の方向性について
		2. 消防車両更新計画（事務局案）について
		3. その他の対策について
		4. 今後のスケジュール及び次回会議日程について
2018 (H30) . 11. 14		【第 3 回書面会議】
2019 (H31) . 1. 30		【第 6 回会議】
		1. 素案 1 に対する意見について
		2. 素案 2 について
2019 (H31) . 3. 18	【第 3 回会議】	
	1. 素案に対する意見について	再検討
	2. 今後のスケジュール及び次回会議日程について	後日調整

◆2019（平成 31・令和元）年度

日付	委員会	専門部会
2019 (H31) . 4. 11	副市長協議	
2019 (H31) . 4. 17	春の行政経営協議	
2019 (R 1) . 5. 7	市長・副市長協議	
2019 (R 1) . 6. 4	市長・副市長協議	
2019 (R 1) . 6. 12		【第 7 回会議】
		1. 素案（修正版）に対する意見について
		2. 今後のスケジュールについて
2019 (R 1) . 6. 13		【第 4 回書面会議】
2019 (R 1) . 6. 26	【第 4 回会議】	
	1. 素案（修正版）について	承認

	2. 今後のスケジュールについて	承認	
2019(R1). 6. 26		市長・副市長協議	
2019(R1). 7. 3		総合政策会議	
2019(R1). 7. 30		FM会議（報告）	
2019(R1). 8. 7		市長・副市長協議	
2019(R1). 8. 21		市長・副市長協議	

第2節 計画策定後のスケジュール

計画の開始目標を2020（令和2）年4月1日とし、計画策定以降のスケジュールは下記のとおりとします。

<2019 年度>

- 9 月 FM会議
組織改善委員会
- 10 月 総合政策会議
議員全員協議会
新体制移行に伴う経費に係る補正予算要求
- 11 月 総合政策会議
議員全員協議会
政策法務委員会
消防委員会
自治協への説明
- 12 月 「消防本部及び消防署の設置等に関する条例」等の一部改正議会上程
- 1 月～3 月 移行準備期間
市政運営会議（報告）

<2020 年度>

- 4 月 条例施行・計画の開始（4課・1署7分署体制へ移行）

※以降も社会経済情勢の変化等を踏まえ、各種計画との整合を図りつつ、住民の理解を得ながら、段階的に計画の推進を図ることとします。

第 3 節 計画開始後の実施体制

庁内及び市長部局の関係課等と連携し、着実に計画を推進できるような体制の整備を図ります。また毎年度、計画の進捗状況を取りまとめ、PDCA サイクルによって計画の進捗管理を行います。

Q 1 : 消防本部組織再編計画とは何ですか？

A 1 : 現状の本市の消防本部の規模は、同規模団体等と比較すると大きなものになっています。

今後さらに進展する人口減少やそれに伴う財政規模の縮小の中でも消防行政サービスを維持・継続していくため、同規模団体の規模等も参考に消防力の基盤整備を行うことにより、効率的で効果的・持続可能な組織体制への見直しを段階的に図るとともに、業務量の平準化により働き方改革に資するものです。

Q 2 : 消防本部組織再編計画にはどんなメリットがありますか？

A 2 : 1 署体制となることから指揮命令系統が一本化できるため、他署所からの補完体制がスムーズに行え、専門化・高度化により災害対応力が向上します。

また本市は、庁舎・車両・資機材等が多いことから、更新が計画どおり進まず老朽化が進展しています。消防本部の規模を市の規模に応じた適正なものに見直していくことで、車両・資機材等の適正な更新サイクルの確保により、常に有効・適切な車両・資機材等による現場活動が可能となり、消防力の維持と持続可能な消防行政サービスの提供に繋がります。

さらに、現在の署所の配置は 22 ページの図 5 のように、消防需要を的確に捉えた配置とは言えません。将来的には市全体の消防需要を踏まえた適正配置を行うことにより平均到着時間が短縮でき、災害対応力の向上が可能となります。

Q 3 : 消防本部の組織再編によって、サービスが低下することはありませんか？

A 3 : Q 2 にもあるように、常に有効で適切な車両や資機材への更新を図るとともに、研修等により職員の資質の向上を図ること等により、総合的な消防力の確保に万全を期すことで、災害対応力は向上します。

また将来的には、需要の多い地域へより多くの消防力を配置することにより、需要の少ない地域から需要の多い地域への応援出動が減り、地域の消防力の担保にも繋がります。

なお、本市の消防力では対応が不可能な大規模災害等が発生した場合は、三重県内消防相互応援協定や緊急消防援助隊等の広域的な応援体制が既に整備されています。

またこのような大規模災害においては、消防団や自主防災組織、ボランティア等の地域住民（外国人住民を含む）の自主的な活動との連携が何よりも有効であり、住民自らを守る「自助」、地域で助け合う「共助」による活動が有効となります。

さらに限りある消防資源を有効に活用するため、救急車の適正利用等もお願いしているところ です。

Q 4 : 消防の広域化はどうなりますか？

A 4 : 名張市との広域化の協議は、現在のところ進展していませんが、三重県では「広域化推進計画」を 2019（平成 31）年 3 月に再策定しており、この中では次回の通信指令台の更新時における連携・協力（通信指令業務の共同運用）に向けて協議を進めることとされていることから、本計画においても将来的な**共同運用の実現**に向けて協議を継続していくこととしています。

なお通信指令設備は非常に高額で、人口規模にもよりますが数億円以上となり、市単独での整備には財源もなく、次回の更新が危惧されます。

共同運用を実現することで、**国の財政支援措置**を受けることが出来るとともに、通信指令業務に係る人員を削減できるといった**財政的な効果**のほか、共同運用を行う消防本部間で**管轄区域を超えた応援出動**が可能となるなど、**住民サービスの向上**にも効果があります。

このことから本市では、指令台の更新時期となる 2027（令和 9）年頃の名張市他隣接消防本部との**共同運用の実現**に向けて取り組むとともに、消防の広域化についても引き続き協議を継続することとします。

また「はしご車」についても、隣接消防本部との**共同整備**を含め、あり方について次回の更新時までには検討する必要があります。

<資料編>

伊賀市消防本部組織検討委員会設置要綱

平成 29 年 9 月 14 日訓令第 52 号

(設置)

第 1 条 伊賀市消防本部における消防力の適正配置及び組織の見直しを図り、効率的で効果的な消防体制の構築に資するため、伊賀市消防本部組織検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊賀市消防本部組織再編計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は消防長、副委員長は消防次長（総務担当）をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を総括し、副委員長は委員長を補佐するとともに委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第 5 条 委員会に専門的な検討を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会の委員は、委員から推薦のあった職員のうちから委員長が任命する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成29年9月14日から施行する。

別表（第3条関係）

部局名	職名
消防本部	消防長
	消防次長（総務担当）
	消防次長（警防担当）
	予防課長
	消防救急課長
	中消防署長
	東消防署長
	南消防署長
総合危機管理課	総合危機管理課長
総務部	総務課長
	人事課長
	行財政改革推進課長
企画振興部	総合政策課長
財務部	管財課長
	財政課長
上野支所	振興課長
伊賀支所	振興課長
島ヶ原支所	振興課長
阿山支所	振興課長
大山田支所	振興課長
青山支所	振興課長

2017（平成 29）年度伊賀市消防本部組織検討委員会委員名簿

部局名	職名	氏名	備考
消防本部	消防長	久保 安治	委員長
	消防次長（総務担当）	城戸 直人	副委員長
	消防次長（警防担当）	宮本 啓吾	
	予防課長	奥 進一	
	消防救急課長	吉川 泉	
	中消防署長	山下 年史	
	東消防署長	中森 範樹	
	南消防署長	山寄 真一	
総合危機管理課	危機管理監兼総合危機管理課長	加藤 敦	
総務部	総務課長	前田 康人	
	次長兼人事課長	入本 理	
	行財政改革推進課長	三根 秀徳	
企画振興部	総合政策課長	月井 敦子	
財務部	管財課長	藤岸 登	
	財政課長	東 浩一	
上野支所	支所長兼振興課長	三枝 澄生	
伊賀支所	振興課長	内田 泰成	
島ヶ原支所	支所長兼振興課長	風早 孝昭	
阿山支所	振興課長	居附 秀樹	
大山田支所	振興課長	福永 賢治	
青山支所	振興課長	田中 佳隆	
事務局	消防総務課長	中森 宏悟	
	消防総務課主査	北嶋 聡	
	消防総務課主任	宇宿 雄太	

2018（平成 30）年度消防本部組織検討委員会委員名簿

部局名	職名	氏名	備考
消防本部	消防長	久保 安治	委員長
	消防次長（総務担当）	城戸 直人	副委員長
	消防次長（警防担当）	宮本 啓吾	
	予防課長	奥 進一	
	消防救急課長	中森 範樹	
	中消防署長	山下 年史	
	東消防署長	藤川 仁紀	
	南消防署長	山寄 真一	
総合危機管理課	危機管理監	吉川 泉	
総務部	総務課長	奥田 泰也	
	人事課長	森 健至	
	行財政改革推進課長	三根 秀徳	
企画振興部	総合政策課長	月井 敦子	
財務部	管財課長	前田 康人	
	財政課長	風隼 徳彰	
上野支所	支所長兼振興課長	三枝 澄生	
伊賀支所	振興課長	稲森 真一	
島ヶ原支所	振興課長	田中 佳隆	
阿山支所	振興課長	藤林 宏通	
大山田支所	振興課長	狩野 守正	
青山支所	振興課長	赤尾 隆司	
事務局	消防総務課長	中森 宏悟	
	消防総務課主幹	古濱 潤一	
	消防総務課主査	北嶋 聡	

2019（令和元）年度消防本部組織検討委員会委員名簿

部局名	職名	氏名	備考
消防本部	消防長	中森 宏悟	委員長
	消防次長（総務担当）	吉川 泉	副委員長
	消防次長（警防担当）兼中消防署長	奥 進一	
	予防課長	山下 年史	
	消防救急課長	林 浩己	
	東消防署長	藤川 仁紀	
	南消防署長	山寄 真一	
総合危機管理課	総合危機管理課長	福田 康彦	
総務部	総務課長	奥田 泰也	
	人事課長	森 健至	
	行財政改革推進課長	三根 秀徳	
企画振興部	総合政策課長	月井 敦子	
財務部	管財課長	越村 憲一	
	財政課長	風隼 徳彰	
上野支所	支所長兼振興課長	加藤 敦	
伊賀支所	振興課長	前川 一幸	
島ヶ原支所	振興課長	田中 佳隆	
阿山支所	振興課長	奥 幸子	
大山田支所	振興課長	杉野 寛	
青山支所	振興課長	稲森 真一	
事務局	消防総務課長	中森 範樹	
	消防総務課主幹	北嶋 聡	
	消防総務課主査	西堀 薫	
	消防総務課主任	松田 俊哉	

伊賀市消防本部組織検討委員会専門部会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、伊賀市消防本部組織検討委員会設置要綱（平成29年伊賀市訓令第52号。以下「要綱」という。）第5条第1項に基づく専門的な検討を行うための部会（以下「専門部会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 この専門部会は、要綱第1条により設置された伊賀市消防本部組織検討委員会（以下「委員会」という。）により付託された専門事項について調査・検討を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

(組織等)

第3条 専門部会は、要綱第5条第2項の規定により推薦のあった職員8名をもって組織する。

2 専門部会に部会長、副部会長を置き、部会長は消防総務課長をもって充て、副部会長は構成員の互選により選任する。

3 部会長は専門部会を総括し、副部会長は部会長を補佐するとともに、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門部会会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、議事を進行する。

2 会議は、構成員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(事務局)

第5条 専門部会の事務局は、消防本部消防総務課に置く。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この内規は、平成29年10月19日から施行する。

消防本部組織検討委員会専門部会員名簿

役職	氏名	部署		令和元年度	
		平成 29 年度	平成 30 年度	氏名	部署
部会長	中森 宏悟	消防総務課	消防総務課	中森 範樹	消防総務課
副部会長	石本 陽洋	中消防署 警防第 2 係	中消防署 警防第 2 係	石本 陽洋	中消防署 警防第 2 係
	近藤 香	中消防署 警防第 2 係	中消防署 警防第 2 係	近藤 香	中消防署 警防第 2 係
	川合 宏典	東消防署 阿山分署	予防課 予防係	川合 宏典	予防課 予防係
	松永 史貴	南消防署 丸山分署	南消防署 丸山分署	松永 史貴	中消防署 島ヶ原分署
	松岡 邦人	予防課 危険物係	予防課 危険物係	松岡 邦人	予防課 危険物係
	恵土 敏志	消防救急課 救急救助係	消防救急課 救急救助係	恵土 敏志	消防救急課 救急救助係
	宇宿 雄太	消防総務課	消防救急課 指令第 1 係	宇宿 雄太	消防救急課 指令第 1 係
事務局	古濱 潤一	—	消防総務課	北嶋 聡	消防総務課
	北嶋 聡	消防総務課	消防総務課	松田 俊哉	消防総務課



伊賀市消防本部組織再編計画

【基本構想】

発行年月 2019（令和元）年 11 月
発行 伊賀市消防本部
編集 伊賀市消防本部 消防総務課
〒518-0833 三重県伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地
TEL 0595-24-9100 FAX 0595-24-9111
E-mail shoubou-soumu@city.iga.lg.jp
市ホームページ <https://www.city.iga.lg.jp/>
